

青木平区 会員各位

青木平区

区長 武井信夫



令和2年度(2020年度)青木平区定例総会 書面表決結果のお知らせ

日頃から、自治会活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

今年度の定例総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、『議決権行使書』による書面議決を行いました。

『議決権行使書』による定例総会出席数は、会員数 253 の 2 分の 1 (会員数 126) 以上の出席があり、『令和2年度(2020年度)定例総会』は成立致しました。

議案の賛否につきましては、ご提出頂いた『議決権行使書』の集計により、『青木平区規約』第 26 条および第 27 条に従い、第 1 号議案、第 2 号議案および第 3 号議案の表決は『賛成』が有効票の過半数を超え、可決致しましたことをお知らせ致します。

【書面表決結果】

◆ 会員数：253 『議決権行使書』による定例総会出席数：216 未提出：37

第1号議案 (令和元年度(2019年度) 事業報告及び決算報告)		第2号議案 (令和2年度(2020年度) 役員改選候補者)		第3号議案 (令和2年度(2020年度) 事業計画及び収支予算)		白紙
賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	
181	0	181	0	181	0	35

以上

【青木平区規約(抜粋)】

(会議の定足数)

◆ 第 26 条 会議は、総会にあっては議決権を有する会員の、また役員会にあっては役員現員数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開催することはできない。

(会議の議決)

◆ 第 27 条 会議の議事は、この規約に定めるものの他、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長がこれを決する

(裏面に続く)